

令和7年度 第1回新潟警察署協議会議事概要

開催日時	令和7年6月27日（金）午後2時00分から午後4時00分まで		
開催場所	新潟警察署講堂		
出席者	委員 (定数11人)	原田会長 田中副会長 近藤委員 松田委員 高橋委員 阿部委員 今井委員 佐藤委員 宮崎委員 山岸委員 (会長・副会長以下50音順)	計10人
	警察	倉石署長 曾我副署長 五十嵐会計官 仲丸地域官 藤山刑事官 近藤警務課長 小林留置管理課長 石原会計課長 朝妻生活安全課長 栞原地域第二課長 梨本地域第三課長 小野刑事第一課長 瀧澤刑事第二課長 横山交通課長 相羽警備課長	計15人

前回の答申事項に対する業務推進状況

署長等から、前回答申した重点推進項目の取組状況について説明があった。

1 新潟駅前繁華街における風俗環境浄化対策

(1) 客引きやホステススカウトの検挙

定期的な取締りではなく、ランダムな取締りにより抑止効果の向上を図った。

(2) 制服及びパトカーによる見せる警戒活動の推進

各種犯罪抑止を目的とした声掛け活動や、飲酒運転の防止を目的とした夜間における駅周辺におけるゲリラ的なミニ検問等の活動を積極的に実施した。

(3) 新潟駅周辺におけるスケートボード対策の推進集中的な警戒、警告を行うとともに、違反者の検挙を行ったところ、南口広場でスケートボードをする者が減少した。

2 特殊詐欺被害防止・検挙の推進

(1) 著名人を起用した被害防止広報

闇バイト加入や特殊詐欺被害防止の対策として、新潟県出身の吉本興業お笑い芸人・おばたのお兄さんを一日警察署長に起用した広報イベントを開催した。

(2) 関係機関と連携した被害防止広報

関係機関と連携し、年金支給日の特殊詐欺被害防止広報のほか、各種被害防止の広報を実施した。

(3) 金融機関と連携した特殊詐欺被害防止対策

水際対策を強化すべく、金融機関と連携した特殊詐欺被害防止訓練を実施した。

3 子供の通学時等における見守り活動の強化

(1) スクールサポーターによる不審者対応訓練

スクールサポーターを中心に、小学生を対象とした登下校時の不審者対応訓練を実施した。

(2) 薬物乱用防止・犯罪実行者募集情報（闇バイト）に応募する少年に関する広報啓発活動

中高生や大学生・専門学生対象に、薬物乱用防止やいわゆる闇バイトに応募する少年に関する広報啓発活動を実施した。

(3) 少年警察ボランティアとの街頭補導活動

少年警察ボランティアと連携し、JR新潟駅南口、万代口周辺において街頭補導を実施した。

4 交通死亡事故抑止対策の推進

(1) 春の全国交通安全運動の取組状況

ヤマト運輸及び損保ジャパンの協力を得て、新潟市など関係機関と協働で昭和大桥において街頭広報を実施した。

(2) 自転車安全利用広報の取組状況

本年3月に開所したJR上所駅において、自転車利用者に対する交通安全と盗難防止の広報を実施した。

(3) 安全教育の取組状況

高齢者を対象とした体験型交通安全教室を実施した。新潟大学交通安全サポーターの学生により認知機能、身体機能の測定を行って、歩行環境シミュレータ（わたりジョーズ君）を使用した体験型交通安全教育を実施した。

速度等取締り指針の策定

交通課長から、交通事故発生実態に合わせた速度等取締りを実施する旨の説明があり、了承した。

諮問

署長から、当面の重点推進事項について次のとおり諮問があった。

1 新潟駅周辺地区の安全・安心の確保に向けた総合対策の推進

- (1) 違法風俗店等による風俗関連犯罪及び不法就労等の取締り
- (2) 暴力団等の犯罪組織の実態解明及び取締り
- (3) 違法薬物乱用者等の取締り
- (4) スケートボード等の迷惑行為の取締り
- (5) 悪質交通違反の取締り及び各種交通事故防止対策
- (6) 空きビル・空き店舗解消等による犯罪インフラ対策

2 特殊詐欺被害防止・検挙の推進

- (1) 被害者の大半を占める高齢者被害防止対策の推進
- (2) 金融機関、コンビニエンスストア等における被害防止対策の推進
- (3) 徹底検挙に向けた突き上げ捜査、組織捜査の推進

3 子供の通学時等における見守り活動の強化

- (1) 子供女性対象の前兆事案への先制・予防的活動の推進
- (2) 関係機関等と連携した見守り活動の推進
- (3) 通学路における安全対策の推進

4 交通死亡事故抑止対策の推進

- (1) 交通安全意識向上を図るための活動の推進
- (2) 横断歩行者及び自転車利用者への交通安全指導の推進
- (3) 飲酒運転等の悪質危険運転の徹底検挙

答申

意見・要望・質疑等の後、新潟警察署協議会として協議・検討した結果、諮問のとおり推進するよう答申した。

意見・要望・質疑等（○は署長等の説明）

1 意見・要望・質疑等

- (1) 最近、警察をかたる詐欺が激増しているとニュース等で耳にした。管内の発生状況等を教えてほしい。
 - 新潟署で昨年認知した被害のうち、半数近くが警察官をかたった詐欺でした。詐欺文言に多少の違いはありますが、手口で共通しているのは、口座やキャッシュカードが悪用され、あるいは情報が漏れているなどと言って不安にさせ、キャッシュカード等を騙し取ることです。
- (2) 自転車は軽車両扱いだが、横断歩道で自転車に乗っている人は軽車両扱い、降りている人は歩行者扱いになるのか。
 - 横断歩道の有無にかかわらず、乗車している場合には軽車両、降車して押している場合には歩行者扱いとなります。
横断歩道を横断する場合には、自転車は「自転車横断帯」や「補助標識によって許可されている場合」や、「他の歩行者がいない場合」には、自転車に乗ったまま横断することが可能です。
- (3) 自転車の罰金対象になる違反について教えてください。
 - 罰金対象になる違反については、主なものとして飲酒運転、信号無視、一時不停止、携帯電話使用などがあります。

その他

- 1 特殊詐欺、少年補導に関する広報紙3枚を配付した。

協議会の開催状況



